		日号外	ページ
	指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率	二九131	二〇
四	**○金融庁、法務省、財務省** 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件	一七119	三
一	**○金融庁、財務省、経済産業省** 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準等の一部を改正する件	二九131	二一
二	株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率	二九131	二四
四	**○金融庁、農林水産省** 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準等の一部を改正する件	二九131	二四
五	農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率	二九131	二八
五	**○消費者庁** 適格消費者団体を公示する件	三	一
一八五	**○総務省** 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件	一107	一〇
一八六	無線従事者規則第六条に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件	二	一
一八七	政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件	五	三
一八八	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件	一〇114	三五
一八九	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	一一115	三
一九〇	令和二年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件	一二特75	二〇
一九一	固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件	一六118	一
一九二	電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件	二二124	七
一九三	無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件	二二124	八
一九四	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件	二二124	八
一九五	予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件	二二124	八
一九六	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	二九131	二八
一九七	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	二九131	二九
一九八	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件	三〇133	二〇
一九九	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件	三〇133	二一
二〇〇	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件	三〇133	二一
二〇一	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件	三〇133	二三
二〇二	**○総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省** 水銀等の貯蔵に関する省令第三条の規定に基づく事由及び主務大臣が定める期限を定める件	三〇133	三一
一	**○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省** 棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件	一二特74	二
四	**○総務省、農林水産省、国土交通省** 離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件	一六	二
五		一〇	二